

この理論サブノートは年々の受験傾向、受験生の要望等を考慮し、作成されたものです。

相続税法の理論の試験は、基本的な条文をどのように組み合わせて答案とするかがポイントとなります。

ところが税理士試験は時間との戦いであるため、条文を一字一句写す作業は得策とはいえません。またその一方で自己流の解答を答案用紙に表すのも得策ともいえません。

本書は、税理士試験の理論問題に対処できるように、「相続税法」「租税特別措置法」「国税通則法」等の各条文について、試験に関係する重要理論問題をピックアップし、これらの問題を各ブロック別にまとめました。

したがって、理論暗記を通じて個々の規定を確実なものとし、個々の規定の相互関連を把握していただければより一層の効果が得られると思います。

なお、本書は2026年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

効率的な学習を可能にする本書の構成

本書は、各税法の体系的な学習に役立つよう、各規定をその内容に基づきグループ分けをし、各グループごとに問題番号を付して掲載しております。また、各理論問題が属するグループを確認しやすいように、各理論問題には枝番号を付しております。

これらにより、個別理論の暗記から法律の体系的な学習が可能に一冊となっております。本書掲載の理論を確実なものとする中で、税理士試験の合格に必要な力を身に付けることができます。

体系的な学習で効率 Up!

CONTENTS		もくじ
〔 1 納税義務者 〕		
問題 1-1	相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格	10
問題 1-2	贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格	12
問題 1-3	所得税法に規定する国外転出時課税等があった場合の相続税の 関連規定	14
問題 1-4	所得税法に規定する国外転出時課税等があった場合の贈与税の 関連規定	16
問題 1-5	自然人以外のものが納税義務を負う場合等	18

Subject.2

各規定の重要度が一目でわかる

理論問題の各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、各規定の重要度に応じた★印を付しております。

- ★★ … 最重要かつ基本的な規定であり、高い精度での暗記が要求されます。
- ★ … 重要または★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。

(注) ★を付していない規定については、★★及び★を暗記した後に暗記をするようにして下さい。

Subject.3

重要語句の暗記に便利な赤シート

本書は、解答上必要とされる税法用語や規定の適用要件等の重要語句を赤字表記にしています。付属のシートを使用し、赤字表記部分を隠すことで、各理論の最重要部分から暗記をすることが可能となります。(電子書籍版は赤シートに対応していません)

また、赤字表記部分をシートで隠しても文章の全体像を把握しやすいよう、赤字表記部分には、アンダーラインを付してあります。

最重要部分を確実に把握したうえで、文章全体を暗記することで、適切な解答作成が可能となる一冊となっております。

赤シートで暗記 Check !

納税義務者

問題 1-1 相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格
(所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者 (法1の3①一)

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時
において法施行地に住所を有するもの

① 一時居住者でない個人

② _____ で _____ (被相続人が _____、被相続人又は非居住被相続人である場合を_____。)

(2) 非居住無制限納税義務者 (法1の3①二)

_____ により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時
において _____

① _____ を有する _____ であって次に掲げるもの

赤シートで暗記の確認

Subject.4

開きやすく閉じにくいオリジナル製本

携帯に便利なB6サイズになっており、確認したいページを開いた状態で片手でも持ちやすい様に、製本を工夫しております。

Point.1

合格を可能にする暗記の手順

STEP.1 重要語句の暗記からスタート

税法用語や適用要件等の赤字表記部分は、解答上の最重要部分となりますので、まずは、**赤字表記部分を中心に覚えて下さい。**
その後、付属のシートで赤字表記部分を隠し、暗記ができているかどうか確認をします。

STEP.2 文章を組み立ててみる

赤字表記部分を踏まえ、**タイトルを見てその内容が説明できるように文章を組み立てる練習**をして下さい。

STEP.3 暗唱できるまで繰り返し

最終的に**理論全体を隠して暗唱できるよう練習**します。
各規定ごとにすらすらと暗唱できるようになることが目標です。各理論問題の内容理解後は反復して暗記に取り組み、本試験には万全の状態で臨みましょう。
なお、**条文番号**については、暗記をする必要はありません。

タイトルから
内容を
思い出して
みよう

STEP.2

STEP.1

重要語句を暗記
してみよう

STEP.3

文章を隠して暗唱してみよう

納税義務者 課税価格

問題 1-1 相続税の納税義務者及び課税価格 (所得税法に規定する国外転)

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者 (法1の3①—)

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行令に規定する国外転

① 一時居住者でない個人

② 一時居住者である個人 (被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)

(2) 非居住無制限

相続又は遺贈により財産を取得した時において法施行令に規定する国外転

① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの

1つの文章が暗記できたら
次の文章の暗記にチャレンジ!

Point.2

使って便利な巻末付録

巻末には合格への近道となる様々な付録を掲載しております。ぜひご活用下さい。

STEP.1

出題頻度や試験傾向が一目でわかる

出題分析表

内 容	回数	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
年 度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	
納 税 義 務 者			●			●		●	●		

表形式なのですぐに確認できて便利です

STEP.2

出題内容や文章表現が一目でわかる

過去試験問題

回 (年度)	問 題
第75回 (令和7年)	〔第一問〕 —50点— 次の〔設例〕に基づき、以下の〔問〕に答えなさい。 〔設例〕 被相続人甲は、令和7年5月2日に死亡した。相続人は、配偶者A、子B及び子Cの3人であり、相続人は全員同日中にその事実を知った。被相続人甲の財産は、被相続人甲、配偶者A及び子Bの居住の用に供されていた家屋（相続開始時の時価1億円。床面積200㎡）及びその敷地（相続開始時の時価3億円。地積300㎡）並びに更地（相続開始時の時価2億円。地積200㎡）であった。なお、相続税の申告期限までに遺産分割の協議が成立する見込みはない。 また、相続開始直前において、配偶者A及び子Bは、被相続人甲と生計を一にしており、引き続き当該家屋を居住の用に供する予定である。相続人のいずれの者も、日本国籍

原文を崩さず掲載していますので文章の特徴を知ることができます。

Point.3

法令等の改正に対応！

改正時には、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

また、細心の注意を払って作成しておりますが、万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア



Point.4

凡例紹介

凡 例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

「法」……………相続税法

「令」……………相続税法施行令

「法附則」…相続税法附則

「令附則」…相続税法施行令附則

「措法」……………租税特別措置法

「措令」……………租税特別措置法施行令

「措規」……………租税特別措置法施行規則

「基通」……………相続税法基本通達

「国通」……………国税通則法

「災免法」…災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

〔 1 納 税 義 務 者 〕

問題 1-1	相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格	10
問題 1-2	贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格	12
問題 1-3	所得税法に規定する国外転出時課税等があった場合の相続税の 関連規定	14
問題 1-4	所得税法に規定する国外転出時課税等があった場合の贈与税の 関連規定	16
問題 1-5	自然人以外のものが納税義務を負う場合等	18
問題 1-6	医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例	20

〔 2 み な し 取 得 財 産 〕

問題 2-1	相続又は遺贈により取得したものとみなす場合	22
問題 2-2	贈与税の生命保険金等・定期金の課税関係	24
問題 2-3	低額譲受・債務免除等・その他の利益の享受	26
問題 2-4	信託に関する権利	28
問題 2-5	受益者等が存しない信託等の特例	30

〔 3 課 税 価 格 〕

問題 3-1	相続税の非課税財産	32
問題 3-2	国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税	34
問題 3-3	贈与税の非課税財産	36
問題 3-4	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の 非課税	38
問題 3-5	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の 非課税	42
問題 3-6	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の 非課税	46
問題 3-7	相続税の債務控除	50
問題 3-8	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	52
問題 3-9	特例対象宅地等の用語の意義	54

問題 3-10	特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例	56
問題 3-11	相続税法に定める財産評価	58
問題 3-12	配偶者居住権等の評価	60
問題 3-13	未分割遺産に対する相続税の取扱い	62

〔 4 税 額 計 算 〕

問題 4-1	相続税の総額、遺産に係る基礎控除、法定相続人の数 及び各相続人等の算出相続税額	66
問題 4-2	相続税額の加算の制度	68
問題 4-3	相続開始前 7 年以内に被相続人から贈与があった場合	70
問題 4-4	配偶者の相続税額の軽減	72
問題 4-5	未成年者控除及び障害者控除	74
問題 4-6	相次相続控除	76
問題 4-7	外国税額控除	78
問題 4-8	贈与税の配偶者控除	80

〔 5 相 続 時 精 算 課 税 〕

問題 5-1	相続時精算課税制度	82
問題 5-2	相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等	86
問題 5-3	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	88
問題 5-4	相続時精算課税適用者の特例（孫・特例事業受贈者・特例経営承継受贈者）	92
問題 5-5	相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例	94

〔 6 申 告 〕

問題 6-1	相続税の期限内申告	96
問題 6-2	贈与税の期限内申告	98
問題 6-3	相続税法の納税地	100
問題 6-4	期 限 後 申 告	102
問題 6-5	修 正 申 告	104
問題 6-6	更 正 の 請 求	108
問題 6-7	国税通則法に規定する期限後申告、修正申告及び更正の請求	110
問題 6-8	還付を受けるための申告及び還付	112

問題 6-9	相続財産法人に係る相続財産の分与があった場合等の申告等	114
--------	-----------------------------	-----

〔 7 納 付 〕

問題 7-1	延 納	116
問題 7-2	物納の要件等	118
問題 7-3	連 帯 納 付	122
問題 7-4	農地等の贈与税の納税猶予及び免除	124
問題 7-5	農地等の相続税の納税猶予及び免除	126
問題 7-6	個人の事業用資産の贈与税の納税猶予及び免除	128
問題 7-7	個人の事業用資産の相続税の納税猶予及び免除	132
問題 7-8	山林の相続税の納税猶予及び免除	136
問題 7-9	非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除	138
問題 7-10	非上場株式等の相続税の納税猶予及び免除	142
問題 7-11	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例並びに 相続税の納税猶予及び免除	144
問題 7-12	非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除の特例	148
問題 7-13	非上場株式等の相続税の納税猶予及び免除の特例	152
問題 7-14	非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例 並びに相続税の納税猶予及び免除の特例	154
問題 7-15	医療法人の持分に係る経済的利益の贈与税の納税猶予及び免除 並びに税額控除	156
問題 7-16	医療法人の持分の相続税の納税猶予及び免除並びに税額控除	160
問題 7-17	特定の美術品の相続税の納税猶予及び免除	164

〔 8 そ の 他 〕

問題 8-1	特定非常災害に関する特例	166
問題 8-2	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律	168

付 録

I	理論問題出題分析表	172
II	過去理論出題問題	174

問題 1-1 相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格 (所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者（法1の3①一）

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

① 一時居住者でない個人

② 一時居住者である個人（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

(2) 非居住無制限納税義務者（法1の3①二）

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの

(イ) その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの

(ロ) その相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

② 日本国籍を有しない個人（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

(3) 居住制限納税義務者（法1の3①三）

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの（(1)を除く。）

(4) 非居住制限納税義務者（法1の3①四）

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの（(2)を除く。）

(5) 特定納税義務者（法1の3①五）

贈与により相続時精算課税の規定の適用を受ける財産を取得した個人（(1)～(4)を除く。）

〔2〕 課税財産の範囲・課税価格 ★★

(1) 無制限納税義務者（法2①、11の2①）

居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

(2) 制限納税義務者（法2②、11の2②）

居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものに対し相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

(3) 特定納税義務者（法21の16①、③）

特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、相続時精算課税適用財産を特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の計算規定を適用する。

この場合において、その相続時精算課税適用財産の価額は贈与の時における価額とし、その財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額を相続税の課税価格に算入する。

〔3〕 用語の意義 （法1の3③） ★★

(1) 一時居住者

相続開始時において在留資格で一定のものを有する者であってその相続開始前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

(2) 外国人被相続人

相続開始時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた被相続人をいう。

(3) 非居住被相続人

相続開始時において法施行地に住所を有していなかった被相続人であって、その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。

問題 1-2 贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格 (所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、贈与税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者（法1の4①一）

贈与により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において
法施行地に住所を有するもの

① 一時居住者でない個人

② 一時居住者である個人（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

(2) 非居住無制限納税義務者（法1の4①二）

贈与により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において
法施行地に住所を有しないもの

① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの

(イ) その贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの

(ロ) その贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

② 日本国籍を有しない個人（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

(3) 居住制限納税義務者（法1の4①三）

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの（(1)を除く。）

(4) 非居住制限納税義務者（法1の4①四）

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの（(2)を除く。）

〔2〕 課税財産の範囲・課税価格 ★★

(1) 無制限納税義務者（法2の2①、21の2①）

居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し贈与税を課し、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

(2) 制限納税義務者（法2の2②、21の2②）

居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に該当する者については、その者が贈与により取得した財産で法施行地にあるものに対し贈与税を課し、その年中において贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

(3) 年の中途において課税財産の範囲が異なることとなった場合（法21の2③、令4の4の2）

贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について(1)かつ(2)に該当する場合には、その者については、(1)の期間内に贈与により取得した財産の価額及び(2)の期間内に贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって贈与税の課税価格とする。

(4) 相続開始の年において被相続人から贈与を受けた場合（法21の2④）

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始の年においてその相続に係る被相続人から受けた贈与により取得した財産の価額で生前贈与加算の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、贈与税の課税価格に算入しない。

〔3〕 用語の意義 （法1の4③） ★★

(1) 一時居住者

贈与時において在留資格で一定のものを有する者であってその贈与前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

(2) 外国人贈与者

贈与時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた贈与者をいう。

(3) 非居住贈与者

贈与時において法施行地に住所を有していなかった贈与者であってその贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。